



交通事故など (第三者行為)にあつたとき

組合員または被扶養者が交通事故など、他人(第三者)の行為でケガをした場合、一般的には加害者がその損害を補償することになります。

しかし、実際にはすぐに話し合いが見つからない場合が多いので、そのケガが公務外であるときは、共済組合に連絡することで、組合員証等を使って治療を受けることもできます。



第三者の
行為に該当
するのは…

- ▶ 交通事故(自転車事故を含む)
- ▶ 喧嘩に巻き込まれたとき
- ▶ 他人のペットに噛まれたとき
- ▶ 購入品や飲食店での食中毒 などです。

! 交通事故などにあつたときの心得

1 加害者を確認しましょう

被害にあつたら必ず、運転者の氏名・住所・電話番号・免許証番号・車の持ち主の確認・車の登録番号・保険会社名・保険証書の番号などを確認して、記録してください。

2 警察に届け、事故証明をとりましょう

小さな事故でも必ず警察に届け、事故証明をとってください。
これは後日、示談や損害賠償を請求するときに大切な証拠書類となります。

3 軽いケガでも医師の診断を受けましょう

事故当初は何ともないと思つたのに、後で痛みだして診てもらったら意外に重い症状だつたということがよくありますので、軽いケガだと思つても医師の診断を受けることが肝心です。
なお、自分で病院に支払つた場合は、領収書をもらつて大切に保管してください。

4 共済組合に必ず連絡しましょう

組合員証等を使用する場合には、使用前に必ず共済組合保険課にご連絡ください。

5 示談は慎重に行いましょう

示談書や領収書に目を通さずに印鑑を押すのは危険ですので、書類の内容を十分読んで、示談は慎重に行ってください。

※最近では、自転車での事故も増加しています。加害者になつた場合も考えて、自動車保険の特約などをつけるとより安心です。

交通事故などにあつたときの提出書類などは、保険課までお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306